令和3年第3回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

- 1 開催日時 令和3年3月4日(木)午後3時00分から午後3時40分
- 2 開催場所 栄町役場庁舎5階第1会議室
- 3 出席委員(8名)

会 長 8番 大野 久男

会長職務代理者 7番 朝倉 友子

委員 1番 芝野 茂

2番 長谷川 貴子

3番 杉田 裕

4番 小川 博

5番 岩井 秀喜

6番 鈴木 薫

- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議事
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用 配分計画(案)に対する意見について
 - 議案第4号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更に対する意見について
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について
 - 報告第3号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告と転用事実確認証明 願について
 - 報告第4号 農地法第5条届出に伴う工事完了報告と転用事実確認証明 願について
 - 報告第5号 農地法第5条届出に伴う工事完了報告について

その他

6 出席職員

農業委員会事務局長 湯浅 実 農業委員会事務局次長 小川 浩昭 農業委員会事務局主査 青木 秀直

7 出席農地利用最適化推進委員(1名) 大塚 健男 ◎開会

午後3時00分開会

○事務局長(湯浅実)

現在、緊急事態宣言が発令されております。その関係で農地利用最適化推進委員に おかれましては、直接、関係する方のみの出席とさせていただいておりますので、ご 了承願います。それでは、はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長 (大野久男)

ただ今より、令和3年第3回栄町農業委員会総会を開会します。本日は委員8名中8名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長 (大野久男)

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 (大野久男)

それでは、6番 鈴木薫委員、7番 朝倉友子委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長(大野久男)

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務 局職員の小川氏と青木氏を指名します。

○議長(大野久男)

それでは議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号 1について、事務局の説明を求めます。

○事務局長(湯浅実)

それでは、1ページ 議案第1号整理番号1についてご説明させていただきます。 場所については、3ページをご覧ください。

農地の所在は、中谷字中谷、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は4,292㎡です。譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第3条の許可を申請したものです。譲受人の労力総数は3人、申請事由は、譲渡人が経営規模の縮小になり、 譲受人は経営規模の拡大を図るものでございます。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果を ご説明いたします。 まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第 1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ ます。

次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件 及び第3号の信託の禁止は該当いたしません。

次に、譲受人の耕作面積は50アールを超えておりますので、同項第5号の下限面 積要件は問題ありません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第6号の転貸等の禁止は該当いたしません。

最後に、同項第7号の地域との調和要件ですが、申請地は水田になり、譲受人は許可後も水稲を作付けする計画であり、問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長 (大野久男)

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○2番(長谷川貴子)

今回、申請された中谷の農地について、現地を確認したところ周辺が水田地帯です。 申請地は適正な管理が行われている状況で、問題はないと思われます。

○議長 (大野久男)

続いて、農地利用最適化推進委員の大塚さんから、ご発言がありましたらお願いします。

〇農地利用最適化推進委員 (大塚健男)

問題ないと思われます。

○議長 (大野久男)

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長 (大野久男)

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。 議案第1号整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長 (大野久男)

挙手全員、よって、議案第1号整理番号1については、許可することに決定しました。

次に、議案第1号整理番号2から整理番号4までについて、を議題とし、譲受人が同一なので一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長(湯浅実)

それでは、1ページ 議案第1号整理番号2から4までについてご説明させていただきます。

場所については、4ページをご覧ください。

整理番号2 農地の所在が中谷字中谷、地目は登記簿が田、現況は畑、農振農用地で面積は574㎡です。

次に整理番号3 農地の所在が中谷字中谷、地目は登記簿が田、現況は畑、農振農 用地で面積は867㎡です。

最後に整理番号4 農地の所在が中谷字中谷、地目は登記簿が田、現況は畑、農振 農用地で面積は863㎡です。譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第3条の許可を申請したものです。譲受人の労力総数は2人、申請事由は、譲渡人が相続農地の処分になり、譲受人は経営規模の拡大を図るものでございます。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果を ご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第 1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ ます。

次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件 及び第3号の信託の禁止は該当いたしません。

次に、譲受人の耕作面積は50アールを超えておりますので、同項第5号の下限面積要件は問題ありません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第6号の転貸等の禁止は該当いたしま せん。

最後に、同項第7号の地域との調和要件ですが、申請地は畑になり、譲受人は許可後もブルーベリーを栽培する計画であり、問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長(大野久男)

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○2番(長谷川貴子)

今回、申請された中谷の農地について、現地を確認したところ周辺が水田地帯です。 申請地は、畑になっておりブルーベーリーが栽培されておりました。適正な管理が行われている状況で、問題はないと思われます。

続いて、農地利用最適化推進委員の大塚さんから、ご発言がありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員 (大塚健男)

問題はないと思われます。

○議長 (大野久男)

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長 (大野久男)

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号整理番号2から整理番号4までを原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(大野久男)

挙手全員、よって、議案第1号整理番号2から整理番号4までについては、許可することに決定しました。

○議長(大野久男)

次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号1から整理番号12までは、農地中間管理事業の案件になりますので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長(湯浅実)

それでは、5ページ、議案第2号整理番号1から12までについて一括してご説明させていただきます。

場所については、12ページから22ページまでをご覧ください。

それでは、順次ご説明いたします。

整理番号1 農地の所在が須賀字林下 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,561㎡他8筆で12,578㎡です。

次に整理番号2 農地の所在が矢口字内谷 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,000㎡ 4筆で8,981㎡です。

次に整理番号3 農地の所在が矢口字磯部 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,144㎡他5筆で6,440㎡です。

次に整理番号4 農地の所在が北辺田字七嶋 地目は登記簿・現況共に田、農振農 用地で面積は3,000㎡他3筆で10,418㎡です。

次に整理番号5 農地の所在が北辺田字古新田 地目は登記簿・現況共に田、農振

農用地で面積は165㎡他5筆で14,730㎡です。

次に整理番号6 農地の所在が北辺田字下埜 地目は登記簿・現況共に田、農振農 用地で面積は3,000㎡他2筆で3,252㎡です。

次に整理番号7 農地の所在が北辺田字勝木田 地目は登記簿が畑、現況が田、農 振農用地で面積は274㎡他2筆で6,274㎡です。

次に整理番号8 農地の所在が北辺田字上六 地目は登記簿・現況共に田、農振農 用地で面積は1,232㎡です。

次に整理番号9 農地の所在が北辺田字古新田 地目は登記簿・現況共に田、農振 農用地で面積は2,802㎡他5筆で18,441㎡です。

次に整理番号10 農地の所在が北辺田字中六 地目は登記簿・現況共に田、農振 農用地で面積は1,038㎡です。

次に整理番号11 農地の所在が布鎌酒直字中耕地 地目は登記簿・現況共に田、 農振農用地で面積は1,074㎡他19筆で26,457㎡です。

最後に整理番号12 農地の所在が安食字下埜 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,550㎡他4筆で10,910㎡です。合計69筆、120,751㎡となっております。内訳は、北辺田矢口地区内が71,589㎡、布鎌地区が26,457㎡、安食地区が22,705㎡でございます。

内容は農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積は、それぞれ記載のとおりです。貸付期間については、全て令和3年3月22日から令和13年3月21日までの10年間となっております。

本件と次の議案第3号につきましては、農地中間管理事業を活用した農地集積になります。

農地中間管理事業は、農地を農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会に一旦預け、その後担い手農家に貸し付けるというものでございます。本件は、千葉県園芸協会が農業経営基盤強化促進法により12名の貸付人から農地を預かるため、農地の中間管理権を取得するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長 (大野久男)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長 (大野久男)

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

本来なら1件ずつ採決を行うところですが、今回については、議案第2号整理番号 1から整理番号12まで一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○議長 (大野久男)

異議なしとのことですので、議案第2号整理番号1から整理番号12までを原案の

とおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長 (大野久男)

挙手全員、よって議案第2号整理番号1から整理番号12までは、原案のとおり決定しました。

○議長(大野久男)

次に、議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について、を議題とし、整理番号1から整理番号6までについて、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長(湯浅実)

それでは、23ページ、議案第3号について、整理番号1から6まで、一括してご 説明させていただきます。

場所については、先ほどの議案第2号と同じになりまして、12ページから20ページまでをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が須賀字林下 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,561㎡他8筆で12,578㎡です。

次に整理番号2 農地の所在が矢口字内谷 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,000㎡他4筆で8,981㎡です。

次に整理番号3 農地の所在が矢口字大牧一番割 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,411㎡他3筆で4,701㎡です。

次に整理番号4 農地の所在が矢口字磯部 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,144㎡他1筆で1,739㎡です。

次に整理番号5 農地の所在が北辺田字勝木田 地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で面積は274㎡他16筆で35,906㎡です。

最後に整理番号6 農地の所在が北辺田字古新田 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,802㎡他6筆で19,479㎡です。合計44筆で、83,384㎡でございます。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。また、10aあたりの賃借料は、整理番号1と2が1.5俵、整理番号3と4が1.5俵相当額、整理番号5は一筆が無償その他が1.5俵、整理番号6が1.5俵になります。期間は全て令和3年3月22日から令和13年3月21日までの10年間となっております。

本件は、農地の中間管理権を取得する公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。この6件の借受人については、地域の担い手農家や認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長 (大野久男)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長 (大野久男)

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号1について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の 方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長 (大野久男)

挙手全員、よって議案第3号整理番号1については、農業委員会として意見がない 旨回答することに決定しました。

○議長 (大野久男)

次に、議案第3号整理番号2について、町に対し、意見なしとして回答することに 賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長 (大野久男)

挙手全員、よって議案第3号整理番号2については、農業委員会として意見がない 旨回答することに決定しました。

○議長 (大野久男)

次に、議案第3号整理番号3について、町に対し、意見なしとして回答することに 賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長 (大野久男)

挙手全員、よって議案第3号整理番号3については、農業委員会として意見がない 旨回答することに決定しました。

○議長 (大野久男)

次に、議案第3号整理番号4について、町に対し、意見なしとして回答することに 替成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(大野久男)

挙手全員、よって議案第3号整理番号4については、農業委員会として意見がない 旨回答することに決定しました。

次に、議案第3号整理番号5について、町に対し、意見なしとして回答することに 賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長 (大野久男)

挙手全員、よって議案第3号整理番号5については、農業委員会として意見がない 旨回答することに決定しました。

○議長 (大野久男)

最後に、議案第3号整理番号6について、町に対し、意見なしとして回答すること に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長 (大野久男)

挙手全員、よって議案第3号整理番号6については、農業委員会として意見がない 旨回答することに決定しました。

○議長 (大野久男)

続いて、議案第3号整理番号7について、を議題とし、事務局の説明を求めます。 なお、整理番号7については、朝倉委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

○事務局長(湯浅実)

それでは、28ページ、議案第3号整理番号7について、ご説明いたします。 場所については、議案第2号と同じになりまして、21ページをご覧ください。 農地の所在が布鎌酒直字中耕地、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は 1,074㎡他19筆で、合計26,457㎡です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。 10アール当たりの賃借料は、28ページが1俵、29ページは1.5俵になります。 期間は、令和3年3月22日から令和13年3月21日までの10年間となっております。

この案件も、農地の中間管理権を取得する公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。この借受人については、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。 以上で説明とさせていただきます。

○議長(大野久男)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号7について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の 方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長 (大野久男)

挙手全員、よって議案第3号整理番号7については、農業委員会として意見がない 旨回答することに決定しました。朝倉委員は、入室して着席をお願いします。

○議長 (大野久男)

続いて、議案第3号整理番号8について、を議題とし、事務局の説明を求めます。 なお、整理番号8については、岩井委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

○事務局長 (湯浅実)

それでは、30ページ、議案第3号整理番号8について、ご説明いたします。 場所については、議案第2号と同じになりまして、22ページをご覧ください。 農地の所在が安食字下埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2, 5 50 m他 4 筆で、合計 10, 9 10 mです。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。 10アール当たりの賃借料は1.5俵、期間は、令和3年3月22日から令和13年 3月21日までの10年間となっております。

この案件も、農地の中間管理権を取得する公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。この借受人についても、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。 以上で説明とさせていただきます。

○議長(大野久男)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長 (大野久男)

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号8について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の 方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長 (大野久男)

挙手全員、よって議案第3号整理番号8については、農業委員会として意見がない

旨回答することに決定しました。岩井委員は、入室して着席をお願いします。

○議長 (大野久男)

次に、議案第4号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更に対する意見について、を 議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長(湯浅実)

それでは、31ページ、議案第4号について、ご説明させていただきます。

本件は、国土調査法に基づき実施している地籍調査事業で、町から農地の地目変更に係る現地確認について、依頼があったものでございます。

具体的には、登記簿上の地目が農地で現況が非農地であると地権者から申し出のあった土地について、現地確認を行い、町に回答をするものでございます。

今回の調査地区は、布鎌地区の西の一部になります。現地確認を令和3年1月27日に、朝倉委員、小川委員、事務局及び建設課職員で実施いたしました。

場所については、33ページと34ページをご覧ください。

33ページの赤色に塗られた部分が非農地として申し出があった箇所で、34ページの青色に塗られた部分は現況も農地でありますが、登記簿の地目と違うことから現況に変更するというものでございます。

次に、32ページの現地確認一覧表をご覧ください。

33ページの赤色箇所の土地の筆数が9筆となります。一覧表の左側から5番目の地目の欄が登記簿謄本に記載されている地目です。現地確認を行った結果が、一覧表の右側から2番目の枠の農委回答欄に記載されているものが調査結果となります。 この9筆の内訳につきましては、非農地が9筆で宅地や用悪水路等に利用されていたものになります。

34ページの青色箇所が登記簿では畑となっておりますが、現況が田のため現況の 農地地目に変更するものが15筆ありました。

なお、今回の農業委員会の回答は参考意見として求められているものであり、最終 的な地目認定は法務局の登記官の判断によることとなります。

以上で説明とさせていただきます。

○議長 (大野久男)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長(大野久男)

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。 議案第4号について、原案のとおり回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

挙手全員、よって、議案第4号については、原案のとおり回答することに決定しま した。

○議長 (大野久男)

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長(湯浅実)

それでは、35ページ、報告第1号整理番号1と2について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、37ページと38ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が酒直字浅間下、地目は登記簿・現況共に畑、面積は314㎡他3筆で、合計703㎡です。

続いて、整理番号2 農地の所在が北辺田字古新田、地目は登記簿・現況共に田、 農振農用地で面積は1,835㎡他1筆で、合計2,970㎡です。

貸付人、借受人、転貸人、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日、 解約の通知日は記載のとおりです。

本件は、賃貸借契約により借受人が耕作していた農地について、貸付人と借受人が 話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を貸付人に返すということで、 その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長 (大野久男)

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

(挙手なし)

○議長 (大野久男)

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長(大野久男)

次に、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について、事務局の説明を求めます。

○事務局長(湯浅実)

それでは、39ページ 報告第2号についてご説明させていただきます。

場所については、報告第1号整理番号1と同じになりまして、37ページをご覧ください。

貸付人・借受人は記載のとおりです。申請地は、酒直字浅間下で、地目は登記簿・ 現況共に畑、面積は314㎡他3筆で、合計703㎡です。転用目的は店舗及び駐車 場用地になり、受理年月日は令和3年2月1日でございます。

本件は、市街化区域内の農地について、使用貸借権の設定による店舗及び駐車場用地として農地転用届出があったため、届出書の受理決定の専決処分をしたものです。農地転用の届出書の提出があった場合、遅滞なく受理又は不受理の決定に係る専決処分をすることとされておりますので、届出書の記載事項および添付書類の確認、また現地を確認のうえ適正と判断できたため、受理を決定したものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長 (大野久男)

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

(挙手なし)

○議長 (大野久男)

発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 (大野久男)

次に、報告第3号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告と転用事実確認証明願い について、事務局の説明を求めます。

○事務局長(湯浅実)

それでは、40ページ、報告第3号について、ご説明させていただきます。 場所につきましては、41ページをご覧ください。

本件は、申請人より工事完了報告書及び転用事実確認証明願の提出があり、栄町農業委員会事務局規定第6条第14号の規定により、令和3年2月22日に現地を確認し、たい肥原材料置場として利用されていたことから、転用事実確認証明書を交付したものでございます。

申請地は、興津字新地、地目は登記簿・現況共に畑、面積は515㎡です。転用目的は、貸たい肥原材料置場用地になります。

以上で説明とさせていただきます。

○議長 (大野久男)

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

(挙手なし)

○議長(大野久男)

発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 (大野久男)

次に、報告第4号 農地法第5条届出に伴う工事完了報告と転用事実確認証明願い について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (湯浅実)

それでは、42ページ、報告第4号について、ご説明させていただきます。

場所については、報告第1号整理番号1と同じになりまして、37ページをご覧ください。

本件は、申請人より工事完了報告書及び転用事実確認証明願の提出があり、栄町農業委員会事務局規定第6条第14号の規定により、令和3年2月1日に現地を確認し、店舗が建築され駐車場も整備されていたことから、転用事実確認証明書を交付したものでございます。

申請地は、酒直字浅間下、地目は登記簿・現況共に畑、面積は314㎡他3筆で、合計703㎡です。転用目的は、店舗及び駐車場用地になります。

以上で説明とさせていただきます。

○議長 (大野久男)

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

(挙手なし)

○議長 (大野久男)

発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議長 (大野久男)

次に、報告第5号 農地法第5条届出に伴う工事完了報告について、事務局の説明 を求めます。

○事務局長(湯浅実)

それでは、43ページ、報告第5号について、ご説明させていただきます。 場所につきましては、44ページをご覧ください。

本件は、申請人より工事完了報告書の提出があり、栄町農業委員会事務局規定第6条第12号の規定により、令和3年1月28日に現地を確認し、その調査結果を県に報告したものです。

申請地は、安食ト杭新田字立島、地目は登記簿・現況共に畑、面積は751㎡です。 転用目的は、資材置場用地になります。

以上で説明とさせていただきます。

○議長 (大野久男)

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

(挙手なし)

○議長 (大野久男)

発言がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご 発言があれば挙手をお願いします。

(挙手なし)

○議長 (大野久男)

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和3年第3回総会を閉会します。

○事務局長(湯浅実)

起立、礼。お疲れ様でした。

午後3時40分閉会